

社会医療法人延山会
苫小牧澄川病院介護医療院
短期入所療養介護
介護予防短期入所療養介護

重要事項説明書

サービス利用契約書

情報開示同意書

苫小牧澄川病院介護医療院

短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

重要事項説明書

(令和7年10月1日現在)

1. 法人の概要

法人名	社会医療法人 延山会
設立年月日	昭和53年12月 5日
法人所在地	北海道札幌市北区新川西3条2丁目10番1号
電話番号	011-764-3021
代表者	理事長 河口義憲

2. 施設の概要

(1) 施設の名称等

施設名	苫小牧澄川病院介護医療院
開設年月日	令和2年4月1日
所在地	北海道苫小牧市澄川町7丁目9番18号
電話番号	0144-67-3111
ファックス番号	0144-67-3114
ホームページ	https://www.sumikawa-hp.com
管理者・院長	市川 健司
介護保険指定番号	01B3600025

(2) 事業の目的

社会医療法人延山会が実施する苫小牧澄川病院介護医療院の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、従事する職員が要支援・要介護者に対し適正な介護医療院短期入所療養介護サービスを提供することを目的とします。

(3) 運営方針

- ①当施設は、施設サービス計画及び短期入所療養介護計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練、その他必要な医療、並びに日常生活上の世話をを行うことにより、その利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう努めるものとします。
- ②当施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、プライバシーの確保と共に、常に利用者の立場にあってサービス提供に努めるものとします。
- ③当施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めるものとします。
- ④サービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努めます。
- ⑤利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとします。

(4) 施設の職員体制（※人員基準の範囲内において、職員数が前後することがあります。）

職種	職員数	主な業務内容
院長	1名（兼務）	当施設での職務従事と職員の指揮監督及び一切の業務を統括する。
医師	2名以上（兼務）	利用者に対して、日常的な健康管理・医学的対応を行う。
薬剤師	1名（兼務）	利用者への調剤、服薬指導を行う。
看護職員	15名以上	利用者の病状及び心身の状況に応じ、看護の提供を行う。
介護職員	23名以上	利用者の病状及び心身の状況に応じ、介護の提供を行う。
介護支援専門員	1名以上	短期入所療養介護計画の作成に関わる業務を行う。
管理栄養士	1名以上	利用者に必要な栄養管理・指導を行う。
理学療法士	1名以上	利用者の運動機能の維持・改善のための指導・訓練を行う。
作業療法士	1名以上	利用者の日常生活における応用的動作の改善のための指導・訓練を行う。
言語聴覚士	1名以上	利用者の言語能力・聴覚能力等の回復のための指導・訓練を行う。
医療ソーシャルワーカー	1名以上	利用者及びその家族の各種相談に応じるとともに、苦情受付及び調整を行う。
※その他の職員（診療放射線技師・調理員・事務員等）は適正なサービスを確保できることから併設する苫小牧澄川病院と兼務します		

(5) 職員の勤務体制

日勤 8：45～17：00

夜勤（看護・介護） 16：30～ 9：00

(6) 入所定員等

- ・定員 90名（3階療養棟45名 4階療養棟45名）
- ・療養室 多床室26室（2人室：6室、3人室：2室、4人室：18室）

3. 短期入所療養介護サービス・介護予防短期入所療養介護サービス（ショートステイ）について

(1) 介護保険証等の確認

サービスの利用にあたっては、利用希望者の介護保険証等を確認させていただきます。

尚、病状によっては医療保険を用いた対応を要する場合がありますので、各種健康保険資格確認書等もあわせて、事務窓口へご提示下さい。

(2) サービス内容

①短期入所療養介護計画の立案

利用者の状況を的確に把握し、関わる全職員が共通認識を持って一人一人に適したサービスを提供することを目的とした個別の計画を立案して対応します。

②食事の提供（朝食 7時30分～ 昼食 12時00分～ 夕食 18時00分～）

当施設では基準給食を実施しており治療の一環として調理された食事を提供しています。

③入浴

特殊浴槽【機械浴】で対応します。週に2回程度ご利用いただきます。ただし病状等に応じて清拭となる場合があります。

④口腔ケア

口腔機能を維持するため、口腔清掃の指導、ケアを行います。

⑤医学的管理・看護

個々の状態に応じた適切な治療と看護に努めます。

⑥介護

個々の短期入所療養介護計画に基づき、心をこめた介護を行います。

⑦機能訓練

必要に応じ、個別に立てられたリハビリテーション実施計画に基づいて訓練が行われます。原則としてトレーニングルームや個々の療養室にて行いますが、療養棟内で行うレクリエーション活動もリハビリテーション効果を期待したものです。

⑧栄養管理

一人一人の健康・栄養状態に基づいた個別の栄養ケアマネジメントにより、低栄養状態の予防改善に取り組みます。

⑨相談援助サービス

専門の医療ソーシャルワーカーが様々な相談をお受けし、必要な支援を行います。

⑩理美容サービス（原則月2回実施します）

⑪行政手続き代行

介護保険要支援・要介護認定の申請等、手続き代行を行います。

⑫その他利用者に対する便宜の提供

これらのサービスのなかには、基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談下さい。

4. 利用料金

（1）基本料金

①施設利用料【I型短期入所療養介護費（I）】【介護予防短期入所療養介護費（I）】

*以下は1日あたりの自己負担分です

要介護度		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
負担割	1割	6 6 6	8 2 7	8 9 4	1, 0 0 6	1, 2 5 0	1, 3 5 3	1, 4 4 6
	2割	1, 3 3 2	1, 6 5 4	1, 7 8 8	2, 0 1 2	2, 5 0 0	2, 7 0 6	2, 8 9 2
	3割	1, 9 9 8	2, 4 8 1	2, 6 8 2	3, 0 1 8	3, 7 5 0	4, 0 5 9	4, 3 3 8

*上記施設利用料の他に、利用状況により下記の加算がかかります。

（短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護共通）※1割負担額で記載

種 類	料 金	備 考
感染対策指導管理	6円／日	院内に感染対策委員会を設置し、感染対策を常時講じた場合
褥瘡対策指導管理	6円／日	専門医師等からなる褥瘡対策チームの設置、褥瘡対策を実施した場合
夜間勤務等看護加算Ⅲ	14円／日	夜勤を行う職員が看護師又は介護職員が15:1以上配置している場合
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22円／日	介護職員の総数のうち、介護福祉士が80%以上又は勤続10年以上の介護福祉士が35%以上に該当し、サービスの質の向上に資する取り組みを実施している場合
サービス提供体制強化加算Ⅱ	18円／日	介護職員の総数のうち、介護福祉士が60%以上の場合
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	5.1%	介護職員の処遇改善を図るための環境整備とともに賃金改善に取り組んでいる場合、施設サービス費＋加算の合計額に乗じた額を加算
療養食加算	8円／回	医師の指示により病状に適した特別な食事を食べている方に1日3食を限度に1食を1回として算定

種 類	料 金	備 考
緊急時治療管理	5 1 8 円／日	利用者の病状が急変し、入院治療が必要だがやむを得ない事情により医療院で治療する場合
重度療養管理	1 2 5 円／日	要介護 4 又は 5 の方で計画的な医学管理を継続して行い、かつ療養上必要な処置を行った場合
認知症行動心理・心理症状 緊急対応加算	2 0 0 円／日	医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断し、短期入所療養介護サービスを行った場合
緊急短期入所受け入れ加算	9 0 円／日	利用者の状態や家族等の事情により緊急に短期入所を利用した場合。
リハビリテーション体制 強化加算	3 5 円／回	専従する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を 2 名以上配置し、リハビリを行った場合
理学療法 I	1 2 3 円／回	理学療法を個別に行った場合
作業療法	1 2 3 円／回	作業療法を個別に行った場合
言語聴覚療法	2 0 3 円／回	言語聴覚療法を個別に行った場合
集団コミュニケーション療法	5 0 円／回	聴覚・言語機能の障害などを持つ複数の方に対し、集団で言語聴覚機能又は聴覚機能に係る訓練を行った場合
摂食機能療養	2 0 8 円／日	摂食機能障害がある方に対して、摂食機能療法を 3 0 分以上行った場合（月に 4 回を限度）
短期集中リハビリテーション	2 4 0 円／日	入所してから 3 ヶ月以内に集中的に理学療法、作業療法、言語聴覚療法又は摂食療法を行った場合
認知症短期集中リハビリテーション	2 4 0 円／日	認知症と医師が判断した方で、リハビリテーションにより生活機能の改善が見込まれると判断された方に対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士が、入所した日から 3 ヶ月以内に集中的なリハビリを個別に行った場合
若年性認知症患者受入加算	1 2 0 円／日	受け入れた若年性認知症利用者毎に個別の担当者を定めている場合
送迎加算	介護 1 8 4 円 予防 1 3 4 円 (片道)	利用者の心身の状態、家族等の事情などから送迎を行うことが必要と認められる場合

※上記以外にも厚生労働大臣が定める基準により料金が加算される場合があります。

※尚、緊急時に所定の対応を行った場合、別途料金が加算されます。

高額介護サービス費について

施設利用料について、1 ヶ月の費用負担が下記上限額を超えた場合、その越えた分が申請により払い戻しを受けることができます。

対象となる方	負担の上限額（月額）
課税所得 6 9 0 万円（年収約 1, 1 6 0 万円）以上	1 4 0, 1 0 0 円（世帯）
課税所得 3 8 0 万円（年収約 7 7 0 万円）～ 課税所得 6 9 0 万円（年収 1, 1 6 0 万円）未満	9 3, 0 0 0 円（世帯）
市町村民税課税 ～課税所得 3 8 0 万円（年収約 7 7 0 万円）未満	4 4, 4 0 0 円（世帯）
世帯の全員が市町村民税非課税	2 4, 6 0 0 円（世帯）
前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額の合計が 8 0. 9 万円以下の方等	2 4, 6 0 0 円（世帯） 1 5, 0 0 0 円（個人）
生活保護を受給している方等	1 5, 0 0 0 円（個人）

②食費・居住費

世帯の所得により減額される制度があります。（下記は1日当たりの料金）

利用者負担段階/所得要件	資産要件	食費	居住費
第1段階 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方 ・生活保護を受給されている方	預貯金等が1,000万（夫婦で2,000万）以下の方	300円	0円
第2段階 世帯全員が市町村民税非課税で、年金収入等が80.9万円以下の方	預貯金等が650万（夫婦で1,650万）以下の方	600円	430円
第3段階① 世帯全員が市区町村民税非課税で、年金収入等が80.9万円超120万円以下の方	預貯金等が550万（夫婦で1,550万）以下の方	1,000円	430円
第3段階② 世帯全員が市区町村民税非課税で、年金収入等が120万円を超える方	預貯金等が500万（夫婦で1,500万）以下の方	1,300円	430円
第4段階 ・市町村民税課税の方 ・市町村民税非課税で規程の金額を越えた資産がある方	上記資産要件を満たさない方	1,445円 （朝380円 昼550円 夕515円）	437円

③日用品費 1日当たり セット利用の場合470～510円

※詳しい品目及び料金については、別紙1 日常生活用品一覧をご参照下さい。

（2）その他の料金

①テレビ代（レンタル） 1日当たり 138円

②理美容代 顔そりのみ 1,200円

カットのみ 1,700円

カット顔そり 2,000円～

③文書料 おむつ使用証明書 550円

一般診断書 1,100円

生命保険関係書類 5,500円～

身体障害者診断書・意見書 3,850円

特定疾患・指定難病 各種臨床調査個人票 4,400円

複雑な診断書 8,800円～ 他 実費

④家族寝具一式 1日220円

⑤送付手数料 136円

⑥写真代 1枚50円

⑦電気代 充電 月110円・音響機器等1日 55円

⑧消耗品等 実費（別紙5をご参照下さい）

⑨その他 必要に応じ実費

サービスにおいて提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者が負担することが適当と認められる費用

(3) 支払い方法

- ①毎月10日（土・日・祝祭日の場合は翌日）の午後に前月分、退所時に当月分の請求書を発行しますので、退所時にお支払い下さい。
- ②お支払い方法は、原則窓口にて現金支払いとなります。（事情によっては銀行振込も可能ですのでご相談下さい。尚、銀行振込の場合の振込み手数料は入所者負担です。）

5. 協力医療機関

名 称：社会医療法人延山会 苫小牧澄川病院

診療科：内科、循環器内科、胃腸内科、リハビリテーション科、歯科、歯科口腔外科

所在地：苫小牧市澄川町7丁目9番18号

6. 施設利用に当たっての留意事項

- (1) **面会**：お越しの際には面会者カードにご記入下さい。所定の時間となっておりますが、変更する場合がありますのでご確認ください。
- (2) **外出・外泊**：体調に問題なければ、ご希望により外出、外泊は申込みが可能です。その際は担当医の許可が必要なため、事前にお申し出下さい。
※感染症予防対策上、上記の面会、外出、外泊を制限させて頂く場合があります。
- (3) **飲酒・喫煙**：施設内における飲酒・喫煙は出来ません。
- (4) **所持品の持ち込み**：居室備え付けの床頭台等に収納可能な範囲でお持ち下さい。
- (5) **金銭・貴重品の管理**：多額の現金の持ち込みはご遠慮下さい。盗難等が発生しましてもその責任は負いかねます。又、事情によっては当施設でお預かりすることもできますのでご相談下さい。
- (6) **施設以外の医療機関の受診**：医療機関の受診には当施設からの依頼状が必要ですので外出・外泊時でも必ず事前にご連絡下さい。

7. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、下記の禁止事項についてご理解をお願いしております。

- (1) 営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動
- (2) 施設内での火器の使用
- (3) 他の人と金銭・物品の貸借
- (4) 他の人への迷惑行為
- (5) 施設内のルールや風紀を乱すこと
- (6) 当施設内での暴言、暴力などの危険行為
- (7) 決められた物以外の持ち込み

8. 身体の拘束等

当施設は、原則として入所者に対する身体拘束を行いません。適正化のための必要な措置を講じるとともに、やむを得ず身体拘束を行う場合は以下に掲げる事項を実施します。

- (1) 当該入所者、又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、抑制廃止委員会を緊急招集し検討の上、担当医がその態様及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。
- (2) 当施設は身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施します。
 - ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員に周知徹底を図ります。
 - ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
 - ③ 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的の実施します。

9. 虐待の防止等

当施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施します。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。
- (2) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置しています。

10. 褥瘡対策等

当施設は入所者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策委員会を設置し、その発生を防止するための体制を整備します。

11. 非常災害対策

当施設は、消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行います。

- (1) 非常災害設備は、常に有効に保持するように努めます。
- (2) 火災の発生や地震等が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たります。
- (3) 防火管理者は、当施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施します。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上
（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）
 - ② 非常災害用設備の使用方法的徹底……………随時
- (4) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対応する体制をとります。

1 2. 衛生管理

当施設は衛生管理に努め、感染症及び食中毒等の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施します。

- (1) 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行います。
- (2) 感染症が発生し又は蔓延しないように、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のため感染対策委員会を設置し、必要な措置を講ずるための体制を整備します。
- (3) 必要に応じて保健所の助言・指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

1 3. 業務継続計画の策定等

当施設は感染症や非常災害の発生時における入所者への継続的なサービス提供のため、以下に掲げる事項を実施します。

- (1) 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じます。
- (2) 当施設は職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 当施設は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 4. 事故発生時の対応

当施設は安全かつ適切な介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のため安全管理委員会を設置し、介護・医療事故を防止するための体制を整備します。またサービス提供等に事故が発生した場合、速やかに入所者の家族、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

1 5. 個人情報の保護および職員の守秘義務

当施設は、ご利用になる方の個人情報につきましては、「個人情報保護に関する法令」を遵守し厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」及び、当事業所の「個人情報保護規定」、「個人情報保護方針（別紙2）」に従い、その情報保護に取り組みます。

- (1) 当施設とその職員は、業務上知り得た入所者又はその家族等に関する個人情報を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し次の各号についての情報提供については、入所者及びその家族等から、予め同意を得た上で行うこととします。
 - ① 介護保険サービスの利用の為に市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、他医療機関等への療養情報の提供。
 - ③ 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合入所者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。
- (2) 上記以外の個人情報につきましては、「当院・当施設における個人情報の利用目的（別紙3）」をご確認下さい。
- (3) 個人情報の守秘義務については、利用終了後や職員の退職後も継続されます。

1 6. 要望及び苦情等の相談

(1) 当施設には支援相談の専門職として医療ソーシャルワーカー（社会福祉士）が勤務していますので、お気軽にご相談下さい。お寄せ頂いた要望や苦情などは、可能な限り速やかに対応いたします。（別紙4 参照）

- ・ 苦情解決責任者：市川健司
- ・ 受付担当：太田由子・大橋由貴子・菅田 香・鈴木大輔
- ・ 電話番号（代表）0144-67-3111 総合相談センター内
- ・ 尚、平日のご来院が難しい方、匿名をご希望の方は、総合相談センター前・外来・2階食堂・3階及び4階エレベーター前に専用の用紙と回収箱を用意しておりますので、そちらをご利用下さい。

(2) 当施設窓口の他に行政機関（各市町村介護保険担当課）や北海道国民健康保険団体連合会等でも受付けております。

苫小牧市 福祉部 介護福祉課 0144-32-6111

北海道国民健康保険団体連合会 011-231-5175

1 7. 系列事業所及びその所在地

- 北成病院 札幌市北区新川西3条2丁目10番1号
- 西成病院 札幌市手稲区曙2条2丁目2番27号
- 苫小牧澄川病院 苫小牧市澄川町7丁目9番18号
- 老人保健施設苫小牧健樹園 苫小牧市澄川町7丁目9番18号
- 指定居宅介護支援事業所 介護相談センターすみかわ
苫小牧市澄川町7丁目9番18号

(別紙1)

日常生活用品一覧表

アメニティグッズ

No.	提供商品	使用用途	備考
1	プラスチックコップ	コップ関係	
2	フタ付コップ	〃	
3	ストロー	〃	
4	入れ歯洗浄剤	口腔ケア関係	
5	入れ歯専用歯ブラシ	〃	
6	入れ歯ケース	〃	
7	歯ブラシ	〃	
8	歯磨き粉	〃	
9	舌ブラシ	〃	
10	モアブラシ	〃	口腔内粘膜用球状ブラシ
11	口腔内清拭用ウェットシート	〃	
12	リンスインシャンプー	手・体衛生関係	
13	ボディソープ	〃	
14	固形石鹸		
15	ミルクローション・クリーム	〃	
16	浴用手袋	〃	
17	おしり洗浄液・シャワーボトル	〃	
18	消臭スプレー	〃	
19	薬用シャワーローション	〃	
20	食事用エプロン	日常品	
21	ボックスティッシュ	〃	
22	ヘアブラシ	〃	
23	男性用電気シェーバー	〃	
24	女性用電気シェーバー	〃	
25	電気シェーバー替刃（内刃・外刃）	〃	
26	スプーン	〃	
27	マグカップ	〃	
28	バスケット	〃	
29	テレビイヤホン	〃	

その他洗濯付きリース導入品

31	おしぼり 白	タオル類	食事用
32	おしぼり 白	〃	洗面・日常用
33	フェイスタオル 白	〃	入浴・日常用
34	バスタオル 白	〃	入浴用
35	肌着	肌着類	日常衣
36	靴下	〃	日常衣
37	患者衣	〃	日常衣

※ 提供商品については変更となる場合がございます。

個人情報保護方針

当事業所では、患者様等の個人情報を適正に取扱うことは、医療・介護サービスに携わる者の重大な責務であると考え、個人情報の取り扱いに関する適切性の確保を重要課題と捉えて取り組んでおります。このような背景に鑑み、個人情報の取り扱いについて、次のように宣言致します。

1. 個人情報に関する法令・規範の遵守

業務上で個人情報の保護に関する法令、及び行政機関等が定める個人情報に関する条例・規範・ガイドライン等を遵守します。

2. 個人情報保護施策の強化

個人情報が分散した形で蓄積利用される可能性を排除し、適切な個人情報の収集、利用及び提供が行われる体制整備の向上を図るとともに、個人情報への不正アクセス、紛失、破壊、改ざん及び漏洩の予防に努め、万一の問題発生時には速やかな是正対策を実施します。

3. 個人情報保護に関する意思統一の徹底

個人情報の取り扱いに関する規程を明確にし、従事者に周知徹底します。また、取引先等に対しても適切に個人情報を取扱うよう要請します。

4. 個人情報保護活動を継続的に改善・推進

自主的に的確な個人情報の保護措置が講じられるよう、個人情報の取り扱いに関する内部規程を定期的に見直し、これを遵守するとともに、職員の教育・研修を徹底し、推進致します。

当院・当施設は患者様の個人情報保護に

全力で取り組んでいます

当院・当施設は、個人情報を下記の目的に利用し、その取り扱いには細心の注意を払っています。個人情報の取り扱いについてお気づきの点は、窓口までお気軽にお申し出ください。

院長・施設長

当院・当施設における個人情報の利用目的

●医療提供

- ▶ 当院・当施設でのサービスの提供
- ▶ 他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
- ▶ 他の医療機関等からの照会への回答
- ▶ 患者様の診療のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- ▶ 検体検査業務の委託その他の業務委託
- ▶ ご家族等への病状説明
- ▶ その他、患者様への医療提供に関する利用

●診療費・介護サービス費請求のための事務

- ▶ 当院・当施設での医療・介護・労災保険、公費負担医療に関する事務およびその委託
- ▶ 審査支払機関へのレセプトの提出
- ▶ 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ▶ 公費負担医療に関する行政機関等へのレセプトの提出、照会への回答
- ▶ その他、医療・介護・労災保険、および公費負担医療に関する診療費請求のための利用

●当院・当施設の管理運営業務

- ▶ 会計・経理
- ▶ 医療事故等の報告
- ▶ 当該患者様・入所者様の医療サービスの向上
- ▶ 入退院・入退所等の病棟・居室管理
- ▶ 病室・居室等における氏名の掲示
- ▶ その他、当院・当施設の管理運営業務に関する利用

●企業等から委託を受けて行う健康診断等における、企業等へのその結果の通知

●医師賠償責任保険等などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等

●医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

●当院・当施設において行われる医療実習・介護専門職等の研修への協力

●サービスの質の向上を目的とした当院・当施設内での症例研究

●外部監査機関への情報提供

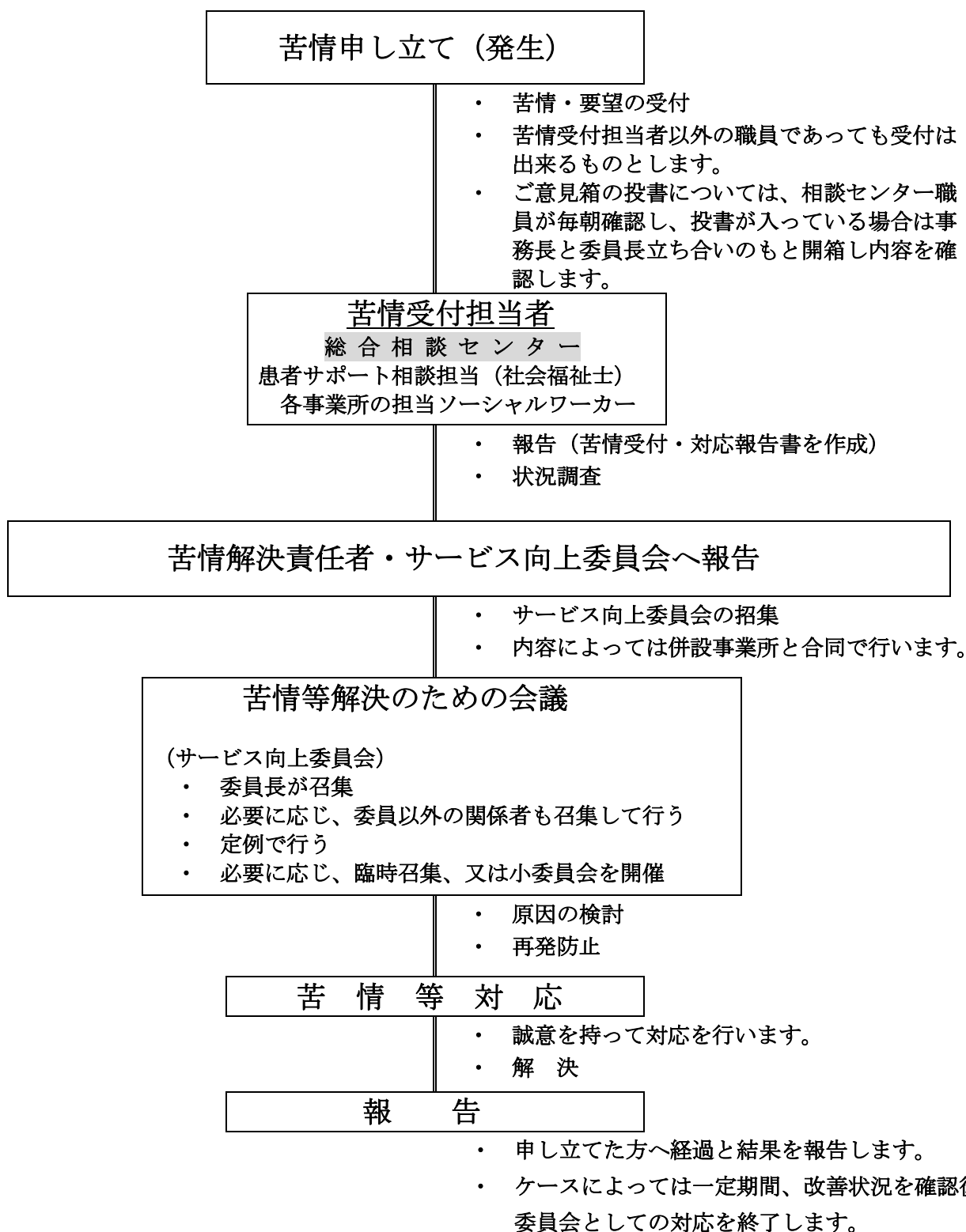
●当院・当施設における患者様の呼び出し時の固有名詞の使用

●機関誌、その他の広報活動における行事等の写真の掲載

付
記

- 1.上記のうち、他の医療機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨をお申し出ください。
- 2.お申し出がないものについては、同意していただいたものとして取り扱わせていただきます。
- 3.これらのお申し出は後からいつでも撤回、変更等を行うことが可能です。

当事業所における苦情等の対応体制



○1F 総合相談センター入口横・外来・2F 食堂・3F 及び 4F エレベーター前にご意見箱が設置されておりますので、ご利用ください。

○第三者機関はポスター・入院案内・重要事項説明書等によりご確認下さい。

○苦情の内容によっては北海道・苫小牧市介護福祉課・その他関係機関へ報告、協議する場合があります。

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

(別紙 5)

消耗品等一覧(実費)

消耗品一覧		
品 名	単 位	金 額
お口を洗うジェル	1本	1,220
リフレケア	1個	2,420
歯間ブラシ(3本)	1組	80
口腔ケア スポンジブラシ	1本	30
Ci PRO 歯ブラシ	1本	120
タフト 12 歯ブラシ	1本	140
DENT EX システムゲンキ 歯ブラシ	1本	380
義歯ブラシ	1本	220
新 ファストン(入れ歯安定剤)	1個	600
コンクール F (うがい薬)	1個	1,020
エラック510(口腔粘膜ケア用ブラシ)	1本	350
保湿クリーム(リモイスバリア)	1本	2,620

◇ その他につきましても ご相談に応じます。